

京都大学医学部附属病院規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第6条 病院に、中央診療センターを置く。	第6条
2 中央診療センターは、第6項に定める部、室及びセンターを総括する。	2
3 中央診療センターに、センター長を置く。	3
4 センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。	4
5 センター長は、中央診療センターの業務をつかさどる。	5
6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。 検査部 手術部 放射線部 救急部 リハビリテーション部 デイ・ケア診療部 医療器材部 輸血細胞治療部 <u>周産母子診療部</u> 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 <u>新生児集中治療部</u> 脳卒中診療部 臨床心理室 <u>母体胎児集中治療部</u> 地域ネットワーク医療部 がんセンター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター 頭蓋底腫瘍センター てんかん診療支援センター	6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。 検査部 手術部 放射線部 救急部 リハビリテーション部 デイ・ケア診療部 医療器材部 輸血細胞治療部 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 脳卒中診療部 臨床心理室 地域ネットワーク医療部 がんセンター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター 頭蓋底腫瘍センター てんかん診療支援センター <u>総合周産期母子医療センター</u>
7 前各項に定めるもののほか、中央診療センターに関し必要な事項は、病院長が定める。	7 (同 左)
(後 略)	附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。